

# 山梨県公報

第五百三号

令和六年

九月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の予定……………三五七  
○県営住宅使用料等の収納事務の委託……………三五七  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………三五八

### 公告

- 特別保護地区の指定について……………三五八  
○土地改良区役員の退任及び就任……………三五九  
○開発行為に関する工事の完了について……………三六〇

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………三六一  
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三六二  
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三六三  
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三六三

## 告示

### 山梨県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年九月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の二九六・五〇七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。字向切詰五〇六の二九六・五〇七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年九月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び駐車場使用料(以下「県営住宅使用料等」という。)に関する収納情報の取りまとめ	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブニーイレブン	直営店舗及び加盟店舗における県営住宅使用	同

ジャパン	料等の収納事務	
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都港区芝浦三丁目一番地二一〇号 株式会社ファミリーマー	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番地二〇号 株式会社ローソン	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	同	同
東京都港区港南一丁目八番地二七号 株式会社しんきん情報サービス	同	同

山梨県告示第二百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月十二日

- 一 指定の年月日 令和六年九月三日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田東五丁目千七百三十七番二、千七百三十七番九、千七百三十九番三
- 三 指定道路の幅員 最大十・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 七十二・〇〇メートル

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 特別保護地区の指定について  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から令和六年九月二十六日まで縦覧に供する。

令和六年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大菩薩特別保護地区
    - 1 特別保護地区の名称 大菩薩特別保護地区
    - 2 特別保護地区の区域 県有林第九十林班ほ2、と1、と2、と3、と4、と5、と7、ち1、イ2、イ3、イ6、ニ及びホ小班並びに第九十一林班い3、い4、イ、ロ1及びハ小班
    - 3 特別保護地区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
    - 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
      - (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
      - (二) 特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は尾根沿いにヤナギラン、オオバギボウシ、ミヤコザサ等が優先する草原となっており、その周辺にはタケカンバ、ジソウカンバ等の広葉樹を混生したシラベ及びコマツガ林が広がり、さらにその下部にはカラマツ植林が多いが自然林であるミズナラ及びブナの広葉樹林も残されている。
- また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類では

ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コ  
 ルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種ま  
 で多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護  
 地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環  
 境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所  
 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び山梨県峡東林務環境事務所

二 白鳳特別保護地区

1 特別保護地区の名称  
 白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第一林班イ、ロ及びハ小班、第二林班い1、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班、  
 第三林班イ及びロ小班、第六林班ロ小班、第八林班二及びホ小班、第九林班イ、ロ  
 及びハ小班、第十林班イ、ロ及びハ小班、第十一林班イ小班、第十三林班イ及びロ  
 小班、第十四林班、第十五林班、第十六林班、第十七林班、第十八林班、第二十林  
 班い3、ロ1及びイ小班、第二十一林班い2、ろ1及びろ2小班、第二十二林班ろ  
 2及びイ小班、第七十七林班イ、ロ、ハ及びニ1小班、第七十八林班い1及びロ小  
 班並びに第七十九林班い3及びロ小班

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳(標高三千  
 百九十三メートル)を含む白根三山(北岳、間ノ岳(標高三千九百九十メー  
 ル)、農鳥岳(標高三千二百六十六メートル)、仙丈ヶ岳(標高三千三十三メー  
 ル)及び鳳凰三山(薬師岳(標高二千七百八十メートル)、観音岳(標高二千八  
 百四十一メートル)、地藏ヶ岳(標高二千七百六十四メートル))を中心とした  
 高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。  
 当該地域の植生は、標高三千メートルを超える山の頂上付近には北岳のキタダ

ケソウをはじめとした貴重な高山植物やハイマツが分布し、その下部にはウラジ  
 ロナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹林やコマツガ、シラビソ、オオシラビソ等  
 の針葉樹林が発達し、さらにその下部にはブナ及びミズナラの林が分布しており  
 高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ  
 及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、  
 小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ  
 及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライ  
 チョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メ  
 ボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、  
 メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで多種多様な鳥獣が生息している。特にライ  
 チョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息し、又は生育  
 する動物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウ  
 ゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に  
 指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環  
 境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所  
 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨  
 県峡南林務環境事務所

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、上野  
 原土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	奈良明彦	上野原市上野原三千二百十一番地	令和六年八月二十五日

二 就任

役職名	理事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
氏名	波多野森雄	鷹取偉一	白倉孝造	小澤正市	石井義定	清水範男	石井瑛干	同	同	同	同
住所	上野原市上野原二百三十九番地	上野原市上野原五千二百二十三番地	上野原市上野原二千八百八十四番地	上野原市上野原三千四十五番地	上野原市上野原五百六十番地	上野原市上野原千四百五十番地	上野原市上野原五千七百十三番地	上野原市上野原四千六百三十三番地	上野原市上野原二千三百九十番地	上野原市上野原四百六十番地	二
就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

理事長	高橋明夫	副理事長	奈良覚	理事	上野千歳	同	清水範男	同	古家基	同	鷹取偉一	同	石井瑛干	同	同	井上やす子	同	杉本泰廣	同	加藤健二	同
上野原市上野原三千八百二十二番地二	上野原市上野原二千三百九十九番地	上野原市上野原百五十二番地	上野原市上野原千四百五十番地	上野原市上野原二千八百四十四番地	上野原市上野原五千二百二十三番地	上野原市上野原五千七百十三番地	上野原市上野原八ツ沢六百八十九番地	上野原市上野原二千三百六十一番地六	上野原市上野原四百六十番地	二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
令和六年八月二十六日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為  
 に関する工事は、完了した。  
 令和六年九月十二日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字鶴塚三百五十九番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都葛飾区東堀切二丁目二十四番十号 株式会社エッセンツアイト 代表取締役 隅田 修

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和六年九月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山本すぐる後援会 山英会	三井良広	花形芳男	甲斐市中下条一二九八	令和六年八月五日	令和六年八月五日
西郡の防災を考える会	荻野雄二	塩田金夫	南アルプス市小笠原一五八四―二	令和六年八月八日	令和六年八月八日
貴望の会	飯久保貴	清水巧	南アルプス市小笠原一四〇―一四	令和六年八月八日	令和六年八月九日
国議定割合	袖山信一郎	袖山政一	南アルプス市藤田二四八六―二	令和六年八月十五日	令和六年八月十六日
相川むねひと後援会	相川宗仁	小野博夫	南アルプス市西野二七九九―一	令和六年八月十六日	令和六年八月十九日
清水まり後援会（まりの会）	清水麻里	清水一将	南アルプス市百々二九一八	令和六年八月十八日	令和六年八月十九日
未来への総仕上げ。風の会	坂本一之	中込幹也	甲斐市富竹新田四五五	令和六年八月二十日	令和六年八月二十日
豊司会	望月武	鴨狩博文	南巨摩郡身延町相又四九八―二	令和六年八月二十一日	令和六年八月二十二日

猪原弘子後援会	猪原弘子	猪原弘子	北杜市長坂町塚川二五六四―一五	令和六年八月二 十一日	令和六年八月二 十七日
西桂町を守る会	奥脇友賢	堀内達也	南都留郡西桂町下暮地一九七九―五	令和六年八月二 十七日	令和六年八月二 十七日
市民と歩む会	伊藤やよい	深沢袈裟雄	北杜市高根町五町田三〇五	令和六年八月二 十九日	令和六年八月二 十九日
興石ともひろ後援会	興石知宏	興石裕美子	北杜市武川町三吹三二五―二	令和六年八月三 十日	令和六年八月三 十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	秋山ひろし 後援会	田邊 護	吉澤 宏治	甲府市中央一―一―一八	令和六年八月八 日	令和六年八月八 日
旧	秋山浩志 後援会	田邊 護	田邊 護	甲府市相生一―三―一一	令和五年七月十 八日	令和六年八月二 十八日
新	日本弁護士政治連盟山梨支部	古井 明男				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
昭和町の未来を考える会	鈴木 幸男	鈴木 幸男	中巨摩郡昭和町築地新居五九八	令和六年八月二 十一日	令和六年九月三 日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
秋山 浩志	市議会議員	秋山ひろし 後援会	南アルプス市小笠原一五四三 ―一	秋山 浩志	令和六年八月八 日	令和六年八月八 日
飯久 保貴	市議会議員	貴望の会	南アルプス市小笠原一―四〇 ―一四	飯久 保貴	令和六年八月八 日	令和六年八月九 日

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年九月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一三、五〇五

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年九月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一七九、二〇三

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年九月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名 三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡 一三、五三四

中巨摩郡 五、五四八

南都留郡 一二、八九〇

甲府市 五〇、九一六

富士吉田市 一三、一六二

都留市・西桂町 九、二八二

山梨市 九、四〇四

大月市 六、四二八

韮崎市 七、九六一

南アルプス市 一九、七六五

北杜市 一三、二〇五

甲斐市 二〇、九五七

笛吹市 一八、七九一

上野原市・北都留郡 六、六四一

甲州市 八、四八三

中央市 八、一一一

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番